

“床敷物” 原案

Product Category Rule of “Floor coverings”

(PCR 番号 : PA-XX- XX)

2011.8. 意見公募版

この PCR に記載されている内容は、カーボンフットプリント制度試行事業期間中において、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。なお、この PCR の有効期限は試行事業の終了が予定される平成 24 年 3 月 31 日までとする。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この PCR は、カーボンフットプリント制度において「床敷物」を対象とする算定および表示に関する規則、要求事項および指示事項である。
2	製品の定義	
2-1	製品の属する分類の説明	現時点では、日本標準商品分類 床敷物(821)のうち「プラスチックタイル(821723)」のみを対象とする。
2-2	対象とする構成要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体 ・ 梱包資材 ・ 接着剤等の工事用消耗資材(施工時) ・ ワックスなどの清掃用消耗資材(維持管理工程)
3	引用規格および PCR	現段階(2011 年 8 月)で引用する PCR はない。
4	用語および定義	<p>① プラスチックタイル プラスチックタイルとは、主にプラスチック樹脂を原料とするタイルをいう。プラスチックタイルには主に「複層ビニル床タイル」や「コンポジションタイル」等が含まれる。</p> <p>② 複層ビニル床タイル 複層ビニル床タイルとは、クリア層やバッカー層など複数の層で構成されるタイルをいう。</p> <p>③ コンポジションタイル コンポジションタイルとは、材料を混成し圧力を加えることで製造されるタイルをいう。</p> <p>④ PVC(polyvinyl chloride)レジン PVC レジンとは、塩化ビニル樹脂を主成分とする粉体状または粒状の材料をいう。</p> <p>⑤ 再生 PVC(polyvinyl chloride) 再生 PVC とは、リサイクル工程を経て供給される塩化ビニル樹脂を主成分とする粉体状または粉砕、粒状等の材料をいう。</p> <p>⑥ 添加剤 添加剤には、可塑剤、顔料、安定剤などが含まれる。</p> <p>⑦ ガラス基材 ガラス基材とは、プラスチックタイルの寸法を安定させるためのガラス性シートのことをいう。</p> <p>⑧ 意匠シート 意匠シートとは、タイルの表層にある柄や色を付加するシートのことをいう。</p> <p>⑨ 梱包資材 梱包資材とは、段ボール、ハードボート(型紙)を含む出荷段階で使用する資材をいう。</p> <p>⑩ 表層および副資材 表層および副資材には、ガラス基材、意匠シート、クリアフィルムなどが含まれる。</p>

5	対象範囲	
5-1	算定の単位	販売単位とする。ただし、面積(m ²)単位も可能とするがその場合は検証の対象とする。
5-2	ライフサイクル段階	次のライフサイクル段階を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料調達段階 ・ 生産段階 ・ 流通段階 ・ 使用・維持管理段階 ・ 廃棄・リサイクル段階
6	全段階に共通して適用する項目	
6-1	ライフサイクルフロー図	附属書 A(規定)にライフサイクルフロー図を示す。
6-2	データの収集範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終消費財のライフサイクル全体の GHG 総排出量に対する寄与が大きいプロセスは一次データを収集する。最終消費財のライフサイクル全体の GHG 総排出量に対する寄与が小さいプロセスや、ライフサイクル全体の GHG 排出量に対する寄与が大きいプロセスであっても一次データの収集が困難なプロセスは二次データの利用も認める ・ 事務部門および研究部門などの間接部門は対象としないが、直接部門だけを切り出すことが困難な場合は間接部門を含んでもよい ・ 製品を生産する設備等の資本財は対象外とする
6-3	データの収集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実測データは、直近の連続した 1 年間とする ・ 直近の連続した 1 年間のデータを利用できない場合は、別の期間のデータを用いてもよいが、そのデータの精度は検証の対象とする ・ 製造期間が 1 年未満の最終消費財であっても、類似の一次データがある場合は、それで代用してもよいが、そのデータの精度は検証の対象とする
6-4	配分	重量比で配分する。プロセスの特性に応じてその他の配分方法を設定することが出来るが、その妥当性は検証の対象とする。
6-5	カットオフ	カットオフは、シナリオや類似データ、推計データを活用して代替することを優先し、それが困難な場合に限り実施することができる。その場合は、カットオフ対象の GHG 排出量が、総ライフサイクル GHG 排出量の 5%以内となることを示すと共に、その範囲を明確にしなければならない
6-6	その他	<p>【輸送に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全てのサイト間輸送を計上する ・ 燃料法、燃費法またはトンキロ法のいずれかで、できる限り一次データを収集する ・ 輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法を附属書 B (規定)に示す <p>【輸送に係る包装資材、輸送資材に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投入物を外部から調達する場合に使用される包装資材や輸送資材の製造および輸出プロセスは評価対象外とする <p>【廃棄物等の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各段階で排出される廃棄物等は、排出元から最終処分場までの輸送、および各処理場での適正処理に係る GHG 排出量を、廃棄物等が排出される段階に計上する ・ 焼却処理を行う際は、廃棄物中の化石資源由来の CO₂ 排出量、および、廃棄物の焼却処理に係る GHG 排出量を計上する ・ バイオマスを焼却または生分解した際に発生する CO₂ 排出量は計上しない ・ リサイクルされるものは、リサイクルのための輸送からリサイクルの準備プロセスまでの GHG 排出量を計上する ・ 間接影響は計上しない

		<p>【リサイクル材の取扱いに関する規定】 原材料の投入物としてリサイクル材を使用する場合は、その製造および輸送に係る GHG 排出量には、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセスやリサイクルプロセスに伴う GHG 排出量を含めることとする。</p> <p>【地下水の取扱いに関する規定】 用水に地下水を使用している場合は、地下水をくみ上げる際に必要なエネルギーの供給および使用に係る GHG 排出量を計上する。</p> <p>【廃水の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃水を下水道に排水している場合は、下水処理場での適正処理に係る GHG 排出量を、廃水が排水される段階に計上する ・ 廃水を浄化槽等の処理施設で処理した上で公共用水域へ放流している場合は、処理施設での適正処理に係る GHG 排出量を計上する ・ 処理施設で発生する汚泥等の取扱いは、前述の【廃棄物等の取扱いに関する規定】に従う <p>【自家発電の取扱いに関する規定】 自家発電を利用している場合は、発電用燃料の使用量を燃料種毎に収集し、燃料の供給および使用に係る GHG 排出量を計上する。</p>
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>原材料調達段階には次のプロセスを対象とする。ただし、実際の原材料調達段階において存在しないプロセスについては、評価する必要はない。</p> <p>① 成型層材料、表層および副資材の資源採掘から製造プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジンの製造プロセス ・ 再生 PVC の製造プロセス ・ 充填材の製造プロセス ・ 添加剤の製造プロセス ・ 表層および副資材の製造プロセス <p>② 成型層材料、表層および副資材の生産段階への輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジンの生産段階への輸送プロセス ・ 再生 PVC の生産段階への輸送プロセス ・ 充填材の生産段階への輸送プロセス ・ 添加剤の生産段階への輸送プロセス ・ 表層および副資材の生産段階への輸送プロセス
7-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>① 成型層材料、表層および副資材の資源採掘から製造プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジンの投入量 ・ PVC レジン製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 再生 PVC の投入量 ・ 再生 PVC 製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 充填材の投入量 ・ 充填材の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 添加剤の投入量 ・ 添加剤の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 表層および副資材の投入量 ・ 表層および副資材の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量

		<p>② 成型層材料、表層および副資材の生産段階への輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジンの投入量 ・ PVC レジンの輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 再生 PVC の投入量 ・ 再生 PVC の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 充填材の投入量 ・ 充填材の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 添加剤の投入量 ・ 添加剤の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 表層および副資材の投入量 ・ 表層および副資材の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
7-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は、一次データを収集する。</p> <p>① 成型層材料、表層および副資材の資源採掘から製造プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジンの投入量 ・ 再生 PVC の投入量 ・ 充填材の投入量 ・ 添加剤の投入量 ・ 表層および副資材の投入量 <p>② 成型層材料、表層および副資材の生産段階への輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC レジンの投入量 ・ 再生 PVC の投入量 ・ 充填材の投入量 ・ 添加剤の投入量 ・ 表層および副資材の投入量
7-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
7-5	シナリオ	輸送に関しては、一次データの収集が困難な場合は附属書 C(規定)のシナリオを使用してもよい。
7-6	その他	<p>【原材料を複数のサプライヤーから調達している場合の特例】</p> <p>原材料を複数のサプライヤーから調達している場合において、主要なサプライヤーから収集した一次データ(複数ある場合はその合計)の調達量が一定割合以上である場合は、当該一次データを他のサプライヤーの二次データ(複数ある場合は加重平均)として使用してもよい。ただし、当該割合は、代表性を確保するため 50%以上とする。</p>
8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>生産段階は次のプロセスを対象とする。ただし実際の生産段階において存在しないプロセスについては、評価する必要はない。</p> <p>① 最終消費財(本体)の製造プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成型プロセス <p>成型プロセスには、バック層成型プロセス、チップ成型プロセスが含まれる。バック層成型プロセスには、計量、混練、カレンダーロールおよび巻き取り裁断のプロセスが含まれる。チップ成型プロセスには、計量・混練・カレンダーロール・粉碎のプロセスが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱圧着および圧延プロセス <p>複層ビニル床材の場合、熱圧着プロセスで表層が副資材と圧着される。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・裁断プロセス 裁断プロセスには、裁断、梱包、保管のプロセスが含まれる。 ② 梱包資材調達プロセス ③ 廃棄物等の輸送 ④ 廃棄物等の適正処理 <p>上記以外のプロセス(例えばサイト間輸送など)がある場合、そのプロセスも範囲に含む</p>
8-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 最終消費財(本体)の製造プロセス <ul style="list-style-type: none"> ・ 成型プロセス <ul style="list-style-type: none"> <投入物> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電力、燃料の投入量 ➤ 工業用水、上水の投入量 <生産物および排出物> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 成型層の生産量 <ライフサイクル GHG 排出量> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電力、燃料の投入に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ➤ 工業用水、上水の投入に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 熱圧着・圧延プロセス <ul style="list-style-type: none"> <投入物> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 成型層の投入量 ➤ 電力、燃料の投入量 <ライフサイクル GHG 排出量> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電力、燃料の投入に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 裁断プロセス <ul style="list-style-type: none"> <投入物> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 成型層の投入量 ➤ 電力、燃料の投入量 <生産物および排出物> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本体の生産量 <ライフサイクル GHG 排出量> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電力、燃料の投入に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ② 梱包資材調達プロセス <ul style="list-style-type: none"> <投入物> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 梱包資材の使用量 <ライフサイクル GHG 排出量> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 梱包資材の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ➤ 梱包資材の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ③ 廃棄物等の輸送 <ul style="list-style-type: none"> <生産物および排出物> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃棄物等の発生量 <ライフサイクル GHG 排出量> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃棄物等の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量

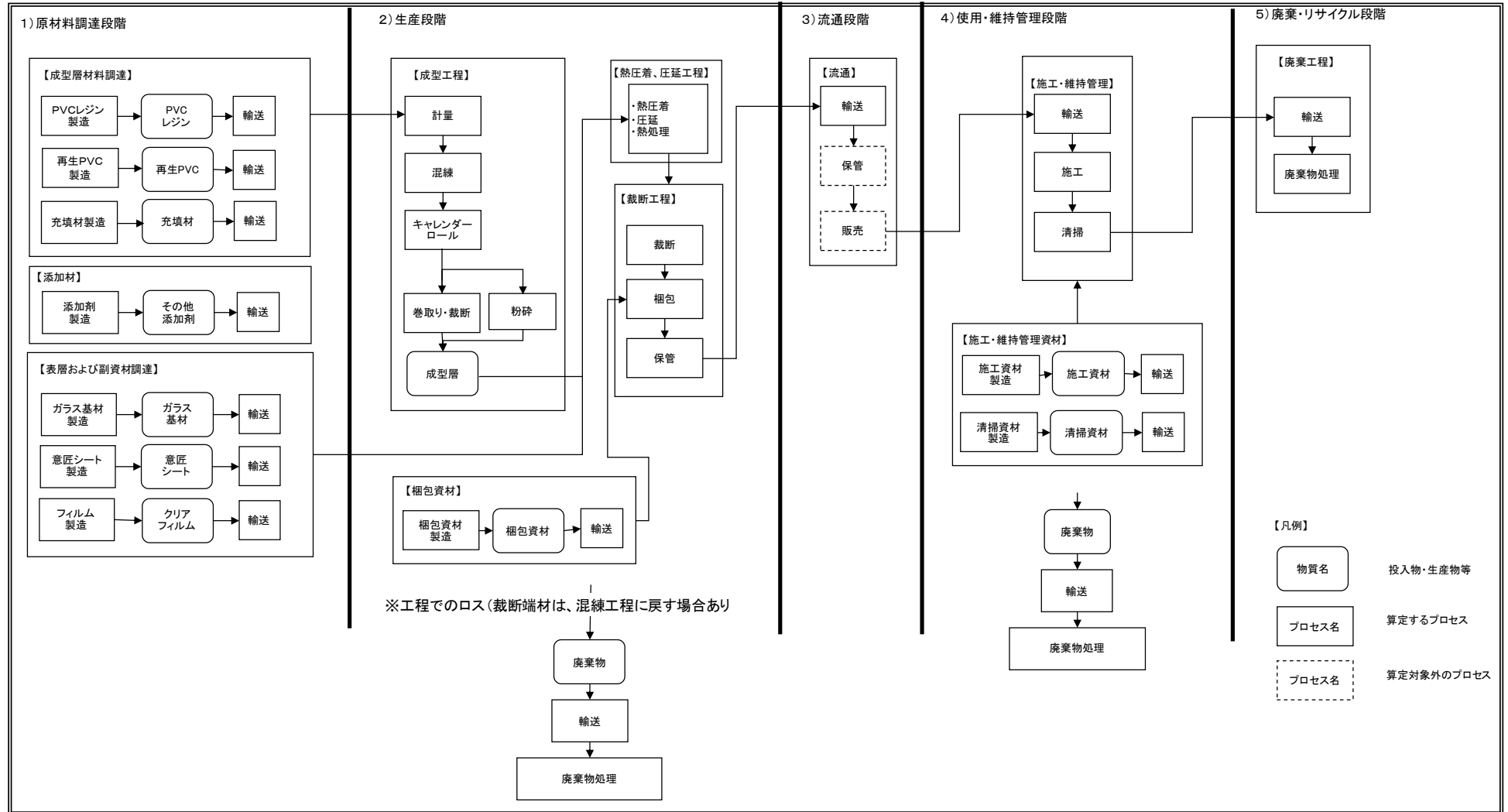
		<p>④ 廃棄物等および廃水の適正処理 <生産物および排出物> ▶ 廃棄物等および廃水の発生量 <ライフサイクル GHG 排出量> ▶ 廃棄物等および廃水の適正処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量</p>
8-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は、一次データを収集する。</p> <p>①最終消費財(本体)の製造プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成型プロセス <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 電力、燃料の投入量 ▶ 工業用水、上水の投入量 <p><生産物および排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 成型層の生産量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱圧着・圧延プロセス <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 成型層の投入量 ▶ 電力、燃料の投入量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁断プロセス <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 成型層の投入量 ▶ 電力、燃料の投入量 <p><生産物および排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本体の生産量 <p>② 梱包資材調達プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 梱包資材の使用量 <p>③ 廃棄物等の輸送</p> <p><生産物および排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物等の発生量 <p>④ 廃棄物等および廃水の適正処理</p> <p><生産物および排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物等および廃水の発生量
8-4	一次データの収集方法および収集条件	<p>一次データの測定方法は、次の2通りが存在し、いずれの測定方法を用いてもよい。</p> <p>I) プロセスの実施に必要な作業や機器および設備の稼働単位(稼働時間、稼働面積、稼働距離等)ごとに入出力項目の投入量や排出量を把握し積み上げる方法。(例: 設備の使用時間×設備の時間あたりの燃料消費＝燃料投入量)</p> <p>この測定方法を用いた場合は、同様の積上げ計算を同じサイトで生産されるこのPCR対象製品以外の他の生産物に対しても適用し、全生産物の積上げ結果の総合計が、サイト全体の実績値から大きく外れるものではないことを示すこととする。機器、設備の稼働単位(稼働時間、稼働面積、稼働距離など)は、管理日誌、管理ソフトウェアなどの記録を情報源としてよい。</p>

		<p>II) 事業単位の一定期間の実績値を生産物間で配分する方法。 (例: 年間の燃料の総投入量を生産された製品の間で配分)</p> <p>この測定方法を用いた場合は、この PCR の配分方法に従う。ただし、事務所の空調、照明などの間接的燃料、電力に関しては、測定対象から除外できない場合には測定範囲に含まれることを認める。なお、投入量は、実測を優先するが、配合基準書を基データ(ただし、ロス率が考慮されていること)として算定しても良いこととする。ただし、データの妥当性に問題ないことを検証時に示すこととする。</p>
8-5	シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送に関しては、一次データの収集が困難な場合は附属書C (規定)のシナリオを使用してもよい ・ 一次データの収集が困難な場合は、廃棄物の処理は、埋め立て 100%とする。
8-6	その他	特に規定しない。
9	流通段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>流通段階は次のプロセスを対象とする。ただし、実際の輸送の中で存在しないプロセスについては検討しない。</p> <p>① 輸送および保管プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造サイトから対象範囲に係るプロセス(生産サイトから保管倉庫、および店舗、直接販売の場合は生産サイトから施工現場に届くまでのプロセス) ・ ただし、保管の影響は微小となるため評価対象外とする <p>② 流通段階から発生する廃棄物等の輸送および処理プロセス 廃棄物には梱包資材が含まれる</p>
9-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>① 輸送および保管プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体の輸送量 <p><ライフサイクル GHG 排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>② 廃棄物等の輸送および処理プロセス</p> <p><生産物および排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の発生量 <p><ライフサイクル GHG 排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 廃棄物等の適正処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
9-3	一次データ収集項目	<p>① 輸送および保管プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体の輸送量 <p>② 廃棄物等の輸送および処理プロセス</p> <p><生産物および排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の発生量
9-4	一次データの収集方法および収集条件	(8-4)に準ずる。
9-5	シナリオ	(7-5)に準ずる。
9-6	その他	特に規定しない。
10	使用・維持管理段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれる	次のプロセスを対象とする。

	るプロセス	<p>① 施工プロセス 施工の段階では、接着剤を使用し本体を貼り付ける。</p> <p>② 清掃プロセス 本体の定期メンテナンスとして、ワックスがけの清掃を行う。</p>
10-2	データ収集項目	<p>① 施工プロセス <投入物> ・ 接着剤の投入量 <ライフサイクル GHG 排出量> ・ 接着剤の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 接着剤の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量</p> <p>② 清掃プロセス <投入物> ・ ワックスの投入量 ・ 電力の投入量 <ライフサイクル GHG 排出量> ・ 電力の投入に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ ワックスの製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ ワックスの輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量</p>
10-3	一次データ収集項目	特に規定しない。
10-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
10-5	シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工の際に使用する接着剤の投入量については、附属書 E(規定)のシナリオを使用してもよい ・ 清掃の際に使用するワックスの投入量、およびポリッシャーの電力投入量については、附属書 F(規定)のシナリオを使用してもよい ・ 本体の使用年数は5年とする ・ 清掃頻度は年2回とする。 ・ 輸送に関しては、一次データの収集が困難な場合は附属書 C(規定)のシナリオを使用してもよい ・ 一次データの収集が困難な場合は、使用・維持段階における廃棄物の処理は、埋め立て100%とする。
10-6	その他	特に規定しない。
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>次のプロセスを対象とする。</p> <p>① 廃棄プロセス 廃棄プロセスには、使用済み本体の輸送、適正処理が含まれる。</p>
11-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <p>① 廃棄プロセス <生産物および排出物> ・ 廃棄物等の発生量 <ライフサイクル GHG 排出量> ・ 廃棄物等の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・ 廃棄物等の適正処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量</p>
11-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は、一次データを収集する。</p> <p>① 廃棄プロセス <生産物および排出物> 廃棄物等の発生量</p>
11-4	一次データの収集方法	(8-4)に準ずる。

	よび収集条件	
11-5	シナリオ	(8-5)に準ずる。
11-6	その他	特に規定しない。
12	二次データ適用項目	<ul style="list-style-type: none"> ・「カーボンフットプリント制度試行事業用CO₂換算量共通原単位データベース(暫定版)」(以下、共通原単位データベース)においてデータが提供されているもの ・共通原単位データベースに掲載されていない二次データにおいて、試行事業事務局が「参考データ」として用意したもの
13	表示方法	
13-1	表示単位	算定単位とする。ただし、「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)」および「商品種別算定基準(PCR)算定基準」にある表示方法も認めるが、この場合はその適切性を検証パネルにおいて議論すること。
13-2	ラベルの位置、サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従う ・ただし、カーボンフットプリント制度試行事業期間中は、同制度の目的を逸脱せず、消費者に誤認を与えない範囲で CFP 検証パネルが適当と判断した場合はその方法も認める
13-3	追加情報の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者、事業者の GHG 排出量削減努力を適切に消費者に伝えるため、同一事業者による同一または類似と判断される商品に関する経年の削減量の表示を追加表示としてもよい ・同一事業者による類似商品に関しては、適切な検証を受けた場合、参考情報として比較した削減量の追加表示を認める ・各プロセスを担う事業者ごとの削減努力を促す効果を期待し、プロセス別表示をしてもよい ・使用維持管理における、清掃頻度ならびに耐用年数を表示してもよい <p>上記を含む追加情報の表示内容に関しては、CFP 検証パネルにおいて適当と認められた内容のみ表示することができる</p>

附属書 A: ライフサイクルフロー図(規定)



※リサイクルはリサイクルの準備プロセスまでを計上する。

※平成22年の7月の基本規則の改定において、販売プロセスは、その適切な算定方法が準備されるまでの間、算定対象外とすることとなったため、その基本規則の改定に伴い販売プロセスを算定対象外とする。

附属書 B: 輸送時の燃料消費に伴うライフサイクル GHG 排出量の算定方法(規定)

B.1 燃料法

- 1) 輸送手段ごとの「燃料使用量(L)」を収集する。
- 2) 燃料使用量(L)と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量(kgCO₂e/L)」(二次データ)を乗算し GHG 排出量(kgCO₂e)を算定する。

B.2 燃費法

- 1) 輸送手段ごとの「燃費(km/L)」と「輸送距離(km)」を収集し、次の式により燃料使用量(L)を算定する。
燃料使用量(L) = 輸送距離(km) / 燃費(km/L)
- 2) 「燃料使用量(L)」と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量(kgCO₂e/L)」(二次データ)を乗算し、GHG 排出量(kgCO₂e)を算定する。

B.3 トンキロ法

- 1) 輸送手段ごとの積載率[%]、輸送負荷(輸送トンキロ)[tkm]を収集する。
- 2) 輸送負荷(輸送トンキロ)[tkm]に、輸送手段ごとの積載率別の「輸送トンキロあたり燃料消費によるライフサイクル GHG 排出量」[kg-CO₂e/tkm](二次データ)を乗じて、ライフサイクル GHG 排出量[kg-CO₂e]を算定する。

附属書 C: 輸送シナリオ(規定)

この PCR における、一次データが得られない場合の各段階の輸送シナリオを次に示す。また、輸送シナリオ設定の考え方を附属書 D(参考) に示す。

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階	①原材料調達輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内輸送は 10 トントラックで 500 km 片道輸送、積載率 50 %とする ・ 国際輸送は、国内輸送シナリオ(海運輸送前後の陸運共に)にバルク運送船(80,000 DWT 以下)での海運輸送を追加して計上する。
生産段階	①生産段階内でのサイト間輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内輸送は 10 トントラックで 500 km 片道輸送、積載率 50 %とする ・ 国際輸送は、国内輸送シナリオ(海運輸送前後の陸運共に)にバルク運送船(80,000 DWT 以下)での海運輸送を追加して計上する。
	②廃棄物等の処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送は 2 トントラックで 100 km 片道輸送、積載率 50 %とする
流通段階	①製造サイトから店舗等(宅配の場合は家庭)までの輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内輸送は 10 トントラックで 1,000 km 片道輸送、積載率 50 %とする ・ 国際輸送は、国内輸送シナリオ(海運輸送前後の陸運共に)にバルク運送船(80,000 DWT 以下)での海運輸送を追加して計上する。
使用・維持管理段階	②接着剤およびワックスの輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内輸送は 10 トントラックで 500 km 片道輸送、積載率 50 %とする ・ 国際輸送は、国内輸送シナリオ(海運輸送前後の陸運共に)にバルク運送船(80,000 DWT 以下)での海運輸送を追加して計上する。
	②廃棄物等の処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送は 2 トントラックで 100 km 片道輸送、積載率 50 %とする
リサイクル段階	廃棄物等の処理 <ul style="list-style-type: none"> 輸送は 2 トントラックで 100 km 片道輸送、積載率 50 %とする

※ 海運輸送距離は、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意するものを使用する。

附属書 D: 輸送シナリオ設定の考え方(参考)

輸送シナリオ設定(輸送距離、輸送手段、積載率)の考え方を次に示す。

D.1 輸送距離

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、ありうる長めの輸送距離を設定する。

<設定例>

(ア) 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合: 50 km

【考え方】県央→県境の距離を想定

(イ) 県内に閉じることが確実な輸送の場合: 100 km

【考え方】県境→県境の距離を想定

(ウ) 県間輸送の可能性がある輸送場合: 500 km

【考え方】東京-大阪程度の距離を想定

(エ) 生産者→納品先輸送で、納品先が特定地域に限定されない場合: 1,000 km

【考え方】本州の長さ 1,600 km の半分強。

D.2 輸送手段

モーダルシフト等による物流 CO₂ 削減対策などのインセンティブが獲られるよう基本的にトラック輸送を想定し、物流事業者は大きな車格、その他は小さめの車格を設定する。

<設定例>

(ア) 物流事業者による輸送: 10 トントラック

(イ) 生産者による輸送: 2 トントラック

D.3 積載率

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な積載率ではなく、ありうる低めの積載率を設定する。

<設定例>

- ・ 積載率が不明な場合: 積載率 50 %

附属書 E: 施工プロセスのシナリオ (参考)

一次データが得られない場合の使用・維持管理段階における施工プロセスのシナリオを次に示す。

〈接着剤投入量〉

タイル種類	接着剤種類	塗布量 (g/m ²)
ビニル床タイル	アクリル樹脂系接着剤	327
ビニル床タイル	エポキシ樹脂系接着剤	400
ビニル床	ウレタン樹脂系接着剤	355
コンポジションおよび クッションタイプ	ゴム系接着剤	300
コンポジションおよび クッションタイプ	アクリル樹脂系接着剤	300

※ 施工プロセスにおいて、通常接着剤の塗布およびタイルの貼り付けは、手作業にて行う為、消耗資材のみを想定している。

附属書 F: 清掃プロセスのシナリオ (参考)

一次データが得られない場合の使用・維持管理段階における清掃プロセスのシナリオを次に示す。

① 清掃プロセスのシナリオ

清掃作業工程	概要	頻度
ワックスがけ	〈使用機器〉電動ポリッシャー 〈作業能力〉400 m ² /h 〈使用電力〉2.625 wh/m ² あたり 〈備考〉手押し式 12 インチを想定	年に 2 回
	〈使用資材〉アクリル系樹脂ワックス 〈使用量〉 10 ml/m ² あたり	年に 2 回